

エンジェル税制の活用

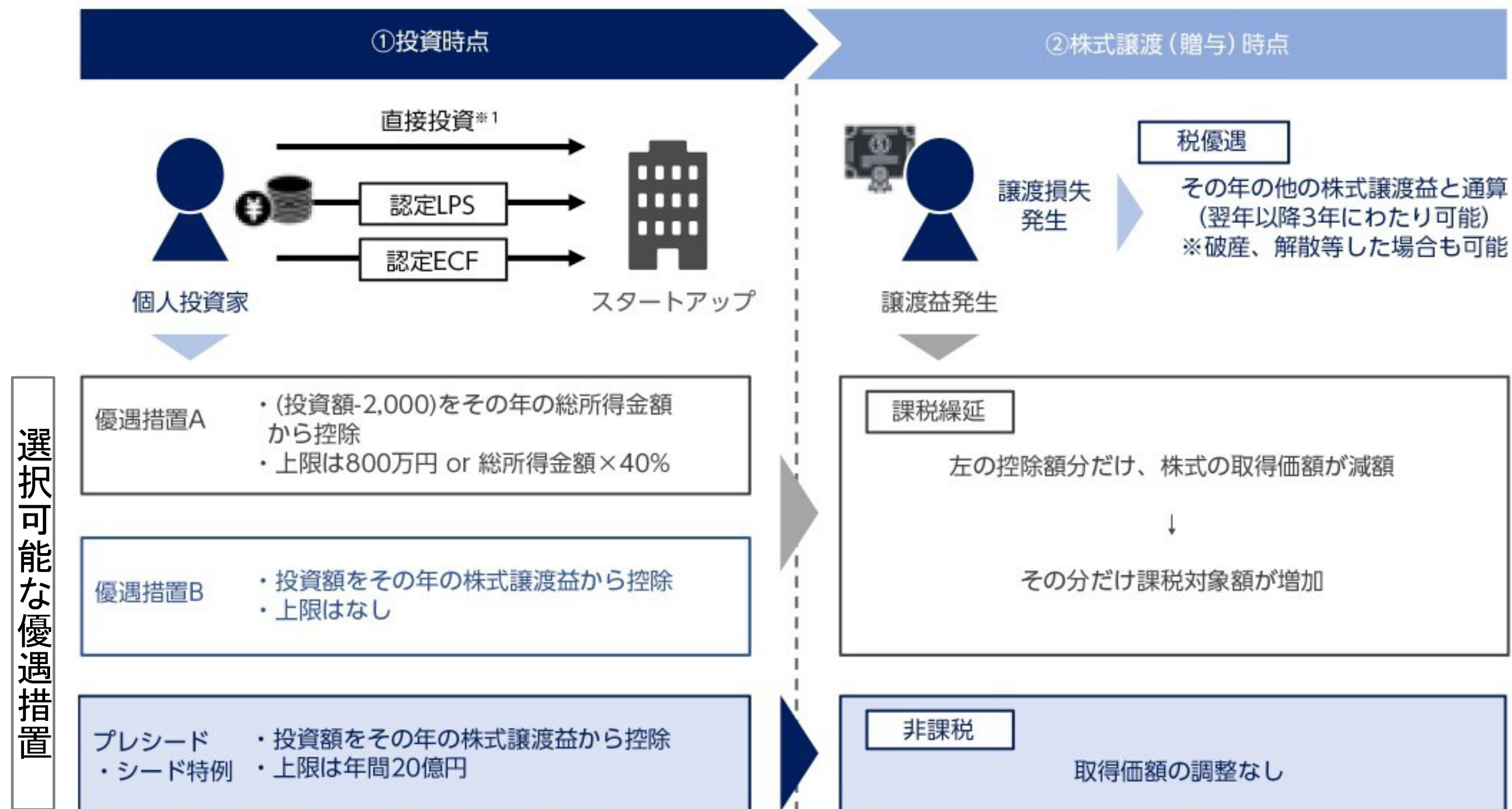
2025年度

株式会社IPA・株式会社EXOファクター

エンジェル税制とは

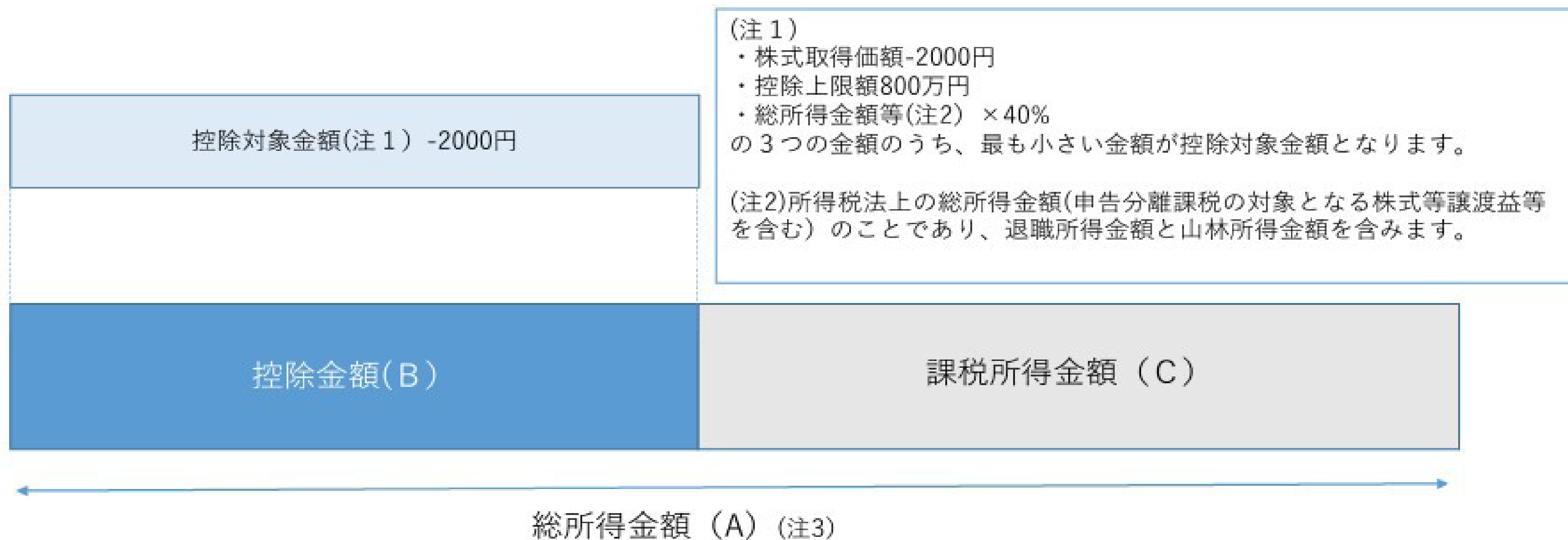
ベンチャー企業への投資を促進するため、エンジェル税制対象企業に投資された個人投資家さまに対して税制上の優遇措置を行う制度です。

- ▶ 株式会社IPAまたは株式会社EXOファクターの株式をご購入いただくことで、取得金額のうち一定の金額については税制優遇措置の適用が受けることができます。



※経産省HPより抜粋

優遇措置A



■実現できること

- ・ 株式購入金額の相当額を、今期の総所得から控除することができる(※)。

■適用条件

- ・ エンジェル税制の対象企業の株式を取得した年の年末まで保有していること

【参考】累進課税制度との関係

優遇措置Aを利用することで、投資された方の所得水準によっては累進課税制度中の税率を1～2段階下げることが可能になり、より大きな税効果を得ることができます。

例) 総所得1,000万円の人が優遇措置Aを利用して400万円の投資をした場合

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

所得600万円として所得税率は20%を適用

※上記はあくまで一般論であり、結果を保証するものではありません。
※具体的な税率および税額は、顧問税理士等にご確認ください。

【参考】シミュレーション

(10,000円未満は四捨五入)

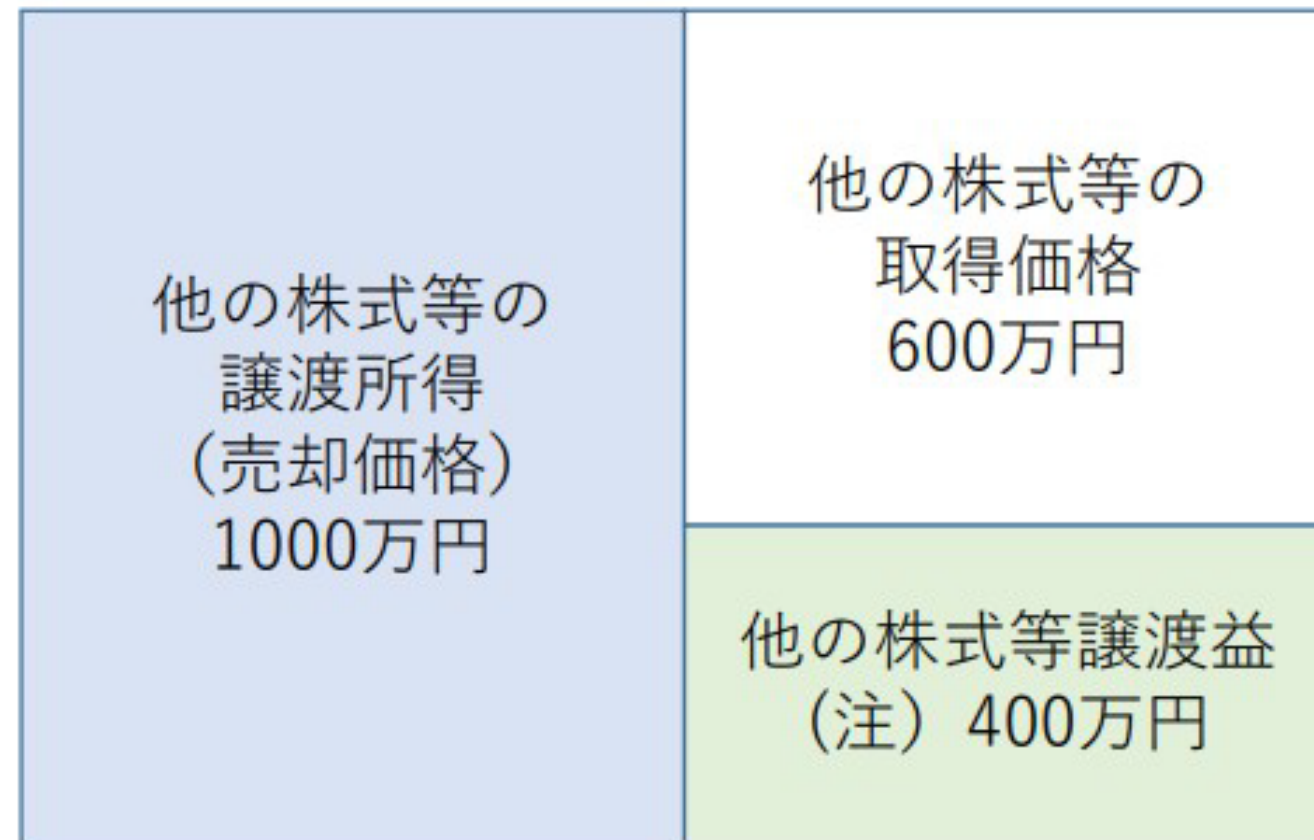
総所得金額 (投資金額)	通常の所得税控除後の手取り (所得税額)	【入口】優遇措置A利用時 税効果	【参考; 出口】株式売却後 売却益＋税効果
12,000,000円 (4,800,000円)	8,360,000円 (1,640,000円)	1,380,000円	＋210,000円
15,000,000円 (6,000,000円)	11,680,000円 (3,320,000円)	1,970,000円	＋510,000円
18,000,000円 (7,200,000円)	13,670,000円 (4,330,000円)	2,430,000円	＋680,000円
20,000,000円 (8,000,000円)	14,880,000円 (5,120,000円)	2,800,000円	＋860,000円
25,000,000円 (8,000,000円)	17,710,000円 (7,290,000円)	3,180,000円	＋1,240,000円
30,000,000円 (8,000,000円)	20,600,000円 (9,400,000円)	3,270,000円	＋1,330,000円

※令和4年6月時点の税制を基にした概算のシミュレーションとなります。
※所得控除は基礎控除のみで、その他控除については考慮していません。
※所得税額には、復興特別所得税額(2.1%)が含まれております。
※株式譲渡は分離課税選択で税率は15.315%(所得税および復興特別所得税)です。
※基礎控除の計算については、総所得金額と合計所得金額が同一である前提で行っております。
※上記のシミュレーションはあくまで試算です。具体的な控除可能額および税効果は、
顧問税理士等にご確認ください。

優遇措置B

Step1

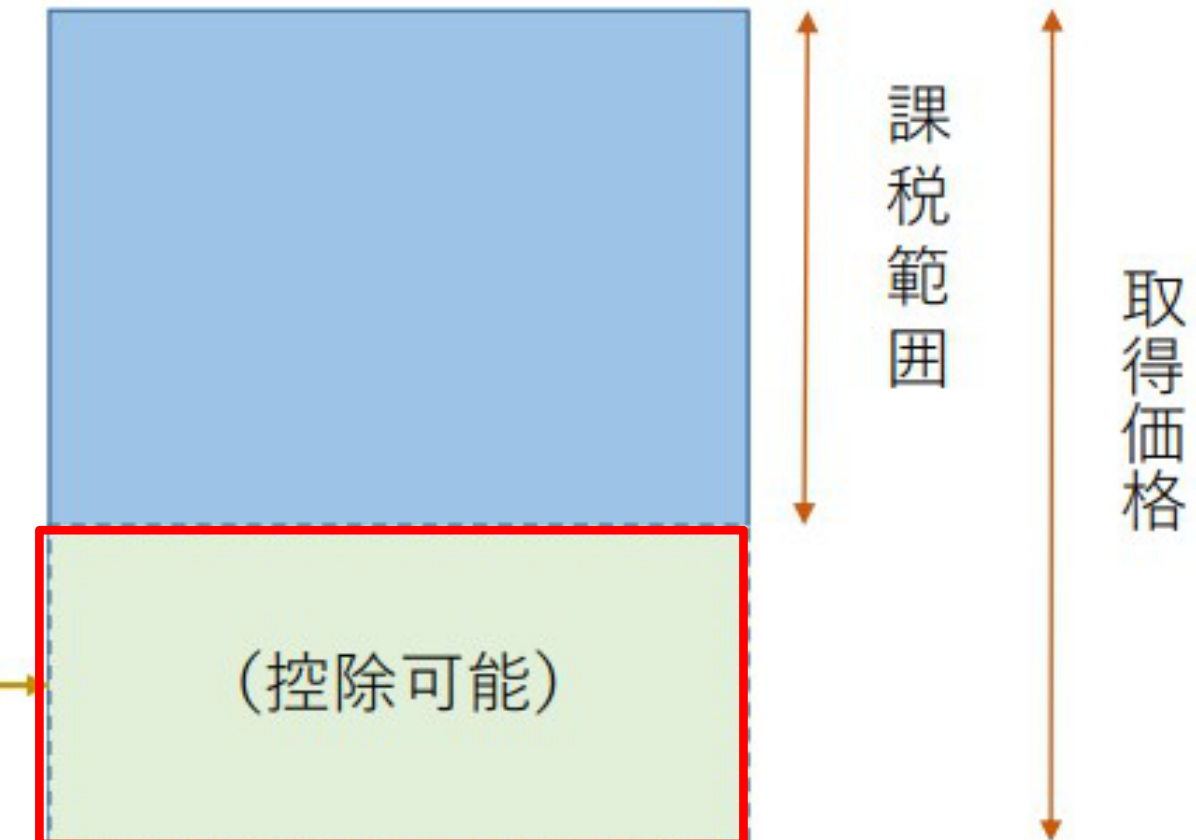
元来持っていた株式（**A株式**）の譲渡益の算出



Step2

エンジェル税制適用対象の株式（**IPA・EXOファクター株式**）を取得

相殺



■実現できること

- ・ A株式の譲渡益に対する課税を繰り延べることができる（上限金額無し）※。

■適用条件

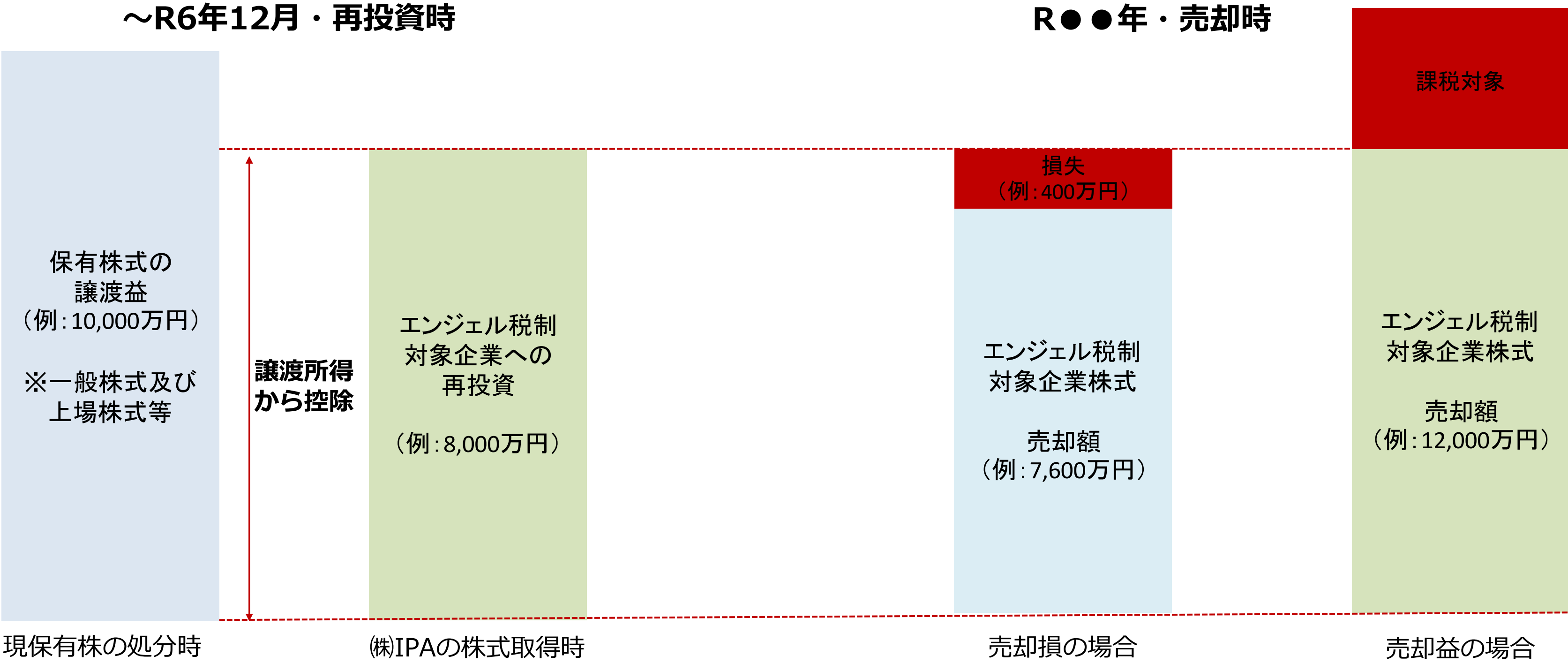
- ・ IPA株式またはEXOファクター株式を取得した年の年末まで保有していること
- ・ A株式とIPA株式またはEXOファクター株式が別銘柄であること

※繰り延べられるのは所得税15.315%で、住民税5%は課税されます。

※優遇措置Bをご利用される際は、事前にご相談ください。

プレシード・シード特例

『プレシード・シード特例』は、優遇措置Bの税効果を強化した特例措置で、エンジェル税制対象企業の中では、『優遇措置A-2』対象企業への投資が本特例を利用できます。



【参考】優遇措置Bとの比較

優遇措置Bとプレシード・シード特例の比較・まとめ

措置の種類	控除対象	控除内容	措置内容	控除上限額
優遇措置B	エンジェル税制対象 企業への投資額	その年の株式 譲渡益から控除	現・保有株式の譲渡益 に対する課税繰り延べ	上限なし
プレシード・シード特例			現・保有株式の譲渡 益に対する免税※	20億円の出資を 上限として免税。 20億円を超える分は 課税繰り延べ

シミュレーション

■ 他の会社の株式の譲渡益1億円を得た人が、エンジェル税制を利用して株式会社EXOファクターに再投資をした場合

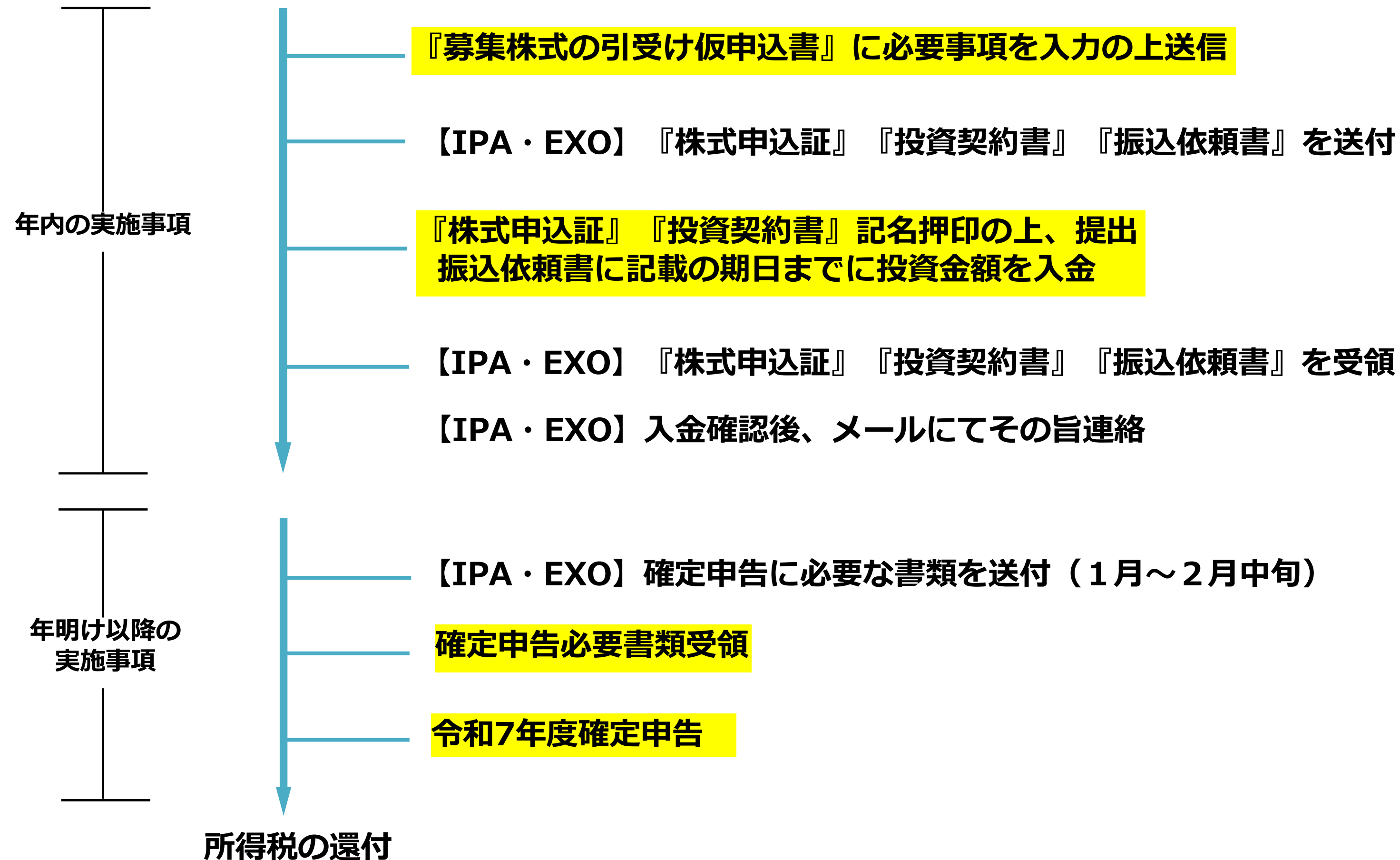
再投資の金額	【比較】 対策なしの場合	【譲渡益発生年】 納税額	【1年後】 損失 + 課税額	税効果
① 50,000,000円	所得税 + 住民税 20,315,000円	合計12,657,500円 住民税 5,000,000円 所得税 7,657,500円	2,500,000円	5,157,500円
② 70,000,000円	所得税 + 住民税 20,315,000円	合計9,594,500円 住民税 5,000,000円 所得税 4,594,500円	3,500,000円	7,220,500円
③ 80,000,000円	所得税 + 住民税 20,315,000円	合計8,063,000円 住民税 5,000,000円 所得税 3,063,000円	4,000,000円	8,252,000円
④ 90,000,000円	所得税 + 住民税 20,315,000円	合計6,531,500円 住民税 5,000,000円 所得税 1,531,500	4,500,000円	9,283,500円
⑤ 100,000,000円	所得税 + 住民税 20,315,000円	合計5,000,000円 住民税 5,000,000円 所得税 0円	5,000,000円	10,315,000円

※所得税と住民税はそれぞれ15.315%・5%で計算しています。

※上記はあくまでシミュレーションであり、結果を保証するものではありません。

事務フローの詳細

申込者の実施事項



募集要項

- ▶ エンジェル投資株価 100,000円（1株）
- ▶ 投資金額 ■ 新規お申込みの方：200万円（20株）から100万円刻
- ▶ 投資上限 ■ 継続の方：2023年度の規定を適用
- ▶ お申込みコース
 - ・ 優遇措置A：800万円(80株)
 - ・ プレシード・シード特例：20億円（20,000株）
- ▶ 今年度分募集期間 2025年9月1日～2025年11月30日
 - ※予備期間：12月1日～12月13日
- ▶ 申込み書類 株式申込証・株式申込書・株式投資契約書
- ▶ 出資金払込口座 お申込み時にご案内します。

エンジェル税制投資企業①

東京都知事の事前確認書

- ▶ 会社名 株式会社IPA
- ▶ 住 所 東京都港区南青山2-2-15-1103
- ▶ T E L 03-6822-6396
- ▶ 資本金 100万円（設立時）
- ▶ 代表者 代表取締役 涌井 隆之
- ▶ HP <https://x.gd/GiTuG>

-----Update the World-----

当社は、『世界をアップデートする』をコンセプトに、サイバーセキュリティとNFT技術を通して『安心と便利が両立したデジタル社会』を目指して設立されました。

新しい時代の先駆者として、新しい価値の創造をして参ります。

様式第3（第9条関係）
確認書（エンジェル税制事前確認書）

6産労発創エ第184号
令和6年9月20日

会 社 所 在 地 東京都港区南青山2-2-15-1103
会 社 名 株式会社IPA
役職・代表者の氏名 代表取締役 涌井隆之 殿

東京都知事 小池 百合子

令和6年9月17日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の規定に基づき、次の〔1、2、3、④〕のいずれかに該当することを確認します。

記

3 次の一及び二のいずれにも該当すること。

一 中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）規則第8条第1号から第4号までに該当すること。

第1号 株式会社であること
第2号 未上場会社であること
第3号 大規模会社の子会社でないこと
第4号 風俗営業等を行っていないこと

二 規則第8条第5号ロ及び第6号ロに該当すること。

イ 業種 情報処理サービス業
ロ 資本金額 1,000,000円
ハ 従業員数 6人
ニ 設立年月日 令和6年6月3日

ホ 次の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 収入金額に対する試験研究費等の割合 (3%以上又は5%以上)
(2) 研究者の人数 (2人以上かつ10%以上)
(3) 新事業活動従事者の人数 2人 (100% (2人以上かつ10%以上))
(4) 売上高成長率 (15%以上)

ヘ 次の(1)又は(2)に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 設立1年未満かつ設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）を経過していない場合、事業計画（出資金に対する試験研究費等の割合が30%を超える見込みを記載したもの） (有)
(2) 設立後最初の事業年度を経過している場合、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当すること。

(イ) 次の(イ)又は(ロ)に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(イ) 売上高 (0)
(ロ) 出資金に対する試験研究費等の割合 49.6% (30%超)
(ロ) 営業利益
ト 外部資本が1/20以上であること

4 3の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第10条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当すること。



エンジェル税制投資企業②

- ▶ 会社名 株式会社EXOファクター（2025年2月28日登記完了）
- ▶ 住 所 東京都港区南青山1-10-3
- ▶ T E L 03-6822-6396
- ▶ 資本金 100万円（設立時）
- ▶ 代表者 代表取締役 川岸恵美子
- ▶ HP <https://x.gd/YVX1a>

-----Beauty & Health for Everyone-----

当社は、『美と健康をすべての人に』をコンセプトに、エクソソーム上清液等の再生医療・美容商材をお求めやすい価格で提供することを目的に設立されました。個人・法人を問わず、魅力的な商品・購入プランを用意してお待ちしております。



【参考】 その他のFAQ

Q1.『総所得金額』はどこを見れば確認できますか？

A. 確定申告書の『所得』合計（右の図）をご確認ください。

Q2. 今年（2025年）の申込期間を教えてください。

A. 2025年度は、9月、10月と11をお申込月、12月を予備期間としております。

Q3. 株式会社IPA・EXOファクターはエンジェル税制のどの優遇措置を適用できますか？

A. 株式会社IPAは優遇措置A・B、株式会社EXOファクターは優遇措置A、Bに加え、『プレシード・シード特例』の適用が可能（見込）です。

Q4. エンジェル税制は個人・法人とも適用対象になりますか？

A. 個人が対象です。

Q5. エンジェル税制の優遇措置は、住民税にも適用されますか？

A.いずれの優遇措置も、所得税のみに認められています。

Q6. 投資後、すぐに株式を売却することはできますか

A. 法律上可能ではありますが、少なくとも1年以上保有していただくことを推奨しております。

Q7. 来年（2025年）も、本税制を利用して同じ会社に投資することはできますか？

A. 来年は別途法人を新設するため、そちらに投資していただけると幸いです。

Q8.申し込みの手続きを教えてください。

A. 右記の『（参考）手続きフロー』の通りになります。

Q1. 総所得金額の確認

額等	雑	その他	②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
----	---	-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--